

令和7年度 第2回 熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 1 日時 令和8年(2026年)3月18日(水) 17時30分～
- 2 場所 熊本市役所 10階会議室
- 3 出席委員 東 和子、大道 友美、大塚 昭彦、貴田 雄介、坂本 昌明、田辺 正信、橿原 大地、藤井 美千代、本庄 弘次、松川 あゆみ、村山 寛(五十音順、敬称略)
- 4 議事 (1) 令和8年度(2026年度)熊本市地域包括支援センター運営方針(案)
(2) 介護予防支援業務等担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて
- 5 報告 (1) 令和7年度地域包括ケアシステム推進会議について
(2) 地域包括支援センターの事務所移転予定について
(3) 第1回運営協議会での質問事項について
- 6 議事記録等(要旨)

議事(1) 令和8年度(2026年度)熊本市地域包括支援センター運営方針(案)

議事(2) 介護予防支援業務等担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて

≪事務局から説明≫

≪質疑応答≫

○本庄副会長

委員の皆様方からご質問等ございませんでしょうか。

今年度についても介護予防支援業務等の担当件数の上限を超過した場合でも委託料の減額はしないということでございます。

○坂本委員

委託料の取り扱いについてですが、高齢者人口に対しての金額が委託料になるとのことですが、物価や人件費の高騰等によって、この委託料で賄えるのかという点をお聞きしたいです。

加えて、いま国が出している賃上げ補助金、これが後に処遇改善加算に今後変わっていくと思いますが、それで運営が成り立っていくのかというシミュレーションや予測は立てられているのでしょうか。

○事務局(高齢福祉課)

今のところ、具体的にシミュレーション的なものをしていない状況ではございませんが、個別の地域包括支援センターとのヒアリングや打ち合わせの中では、やはり委託料を上げてもらえないかというお声はいただいているところです。何らかできることはないかと検討させていただいておりますが、6年間の契約の形もあり、現状としては今の委託料の中で運営をお願いさせていただいている状況でございます。

○坂本委員

三職種の負担軽減も図られていると思いますが、地域包括支援センターの介護予防支援業務等担当件数として、1職員に対してやはり30件以上でないと経営できないというお話も伺っております。そうではないと三職種に負担がかかってくる。先ほどのお話の中にも、介護予防支援業務等の委託先が見つからない、居宅介護支援事業所の数も減ってきているという状況がありまして、我々としてはやはり介護予防支援費の増額も含めて検討をお願いしたいと考えております。そこを加味しながら対応していただけたらと思っています。

○事務局（高齢福祉課）

委託料の増額については我々も非常に課題だと考えております。庁内でもこうした委託料の増額について、まさに人件費の高騰という話もありましたので、全庁的な話として現在協議をさせていただいております。庁内で方向性が出た段階で、またご報告させていただきたいと思っております。

○本庄副会長

ありがとうございます。その点について、また確認いただければと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

○田辺委員

今の話もそうですが、私が心配するのは、特にイランの問題もあり、物の値段が全般的に上がることに。すべての物価が上がってきた時に、今回の委託料は、このような物価高騰を想定していない中で出されている金額だと思います。今は、もう通常の状態ではない。状況が収まる見込みもないことははっきりしてきました。各事業所からこの委託料では運営できないという問題が出た時に、それに対応する部分を当然考えておいていただきたい。そこまでの想定は難しいと思うけれども、実際には避けて通れない問題で、非常に危機的な状況になり得ると思っております。

こうした全般的な問題について、特に補償等は考えられるのでしょうか。物価は去年から50%ぐらい上がっているし、さらに拍車がかかることは間違いない。今の委託料は平常時の予算ですから、当然無理が出てくるはずで。それについて対応していただかないことには業務が進まない。そこについてはどうでしょうか。

○事務局（高齢福祉課）

この地域包括支援センター業務は委託業務になりますが、同じように行政が取り扱う長期契約の中に指定管理者制度があります。それに関しましては、ご指摘のように物価高騰を踏まえまして、ベースアップ等、長期間の契約における物価上昇を反映する仕組みとして、昨年度対応ができた経緯がございます。地域包括支援センター業務については指定管理者制度ではありませんが、同じような形で対応できないかということで、財政当局の方に要望してまいりたいと思っております。先ほど説明させていただきましたように、話がまとまりましたら改めてご報告いたします。

○本庄副課長

よろしく申し上げます。他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。どうぞ。

○貴田委員

介護予防支援業務等の上限件数と委託費について、これは仕様書に記載されているものかと思いますが、以前の議論でも同じように、上限件数を超えても減額はしないとあったと思います。ただ結局、現場の状況としてはもう上限を超えてしまっていて、人員体制が確保できていない、委託先もなかなか見つからない、求人にも人が集まらないという現状がある中で、そもそも仕様書自体の変更にはならないのかなと思ひまして。要は現状に合わせた仕様書に見直すということです。現行の原則は原則として残した上で、状況によっては柔軟に対応する。今もそうされていると思いますが、仕様書自体にそこまで盛り込むことは何か弊害があってできないのかという点が気になりました。

○事務局（高齢福祉課）

少し細かい話になりますが、介護保険の事業ということで、介護保険料や補助・交付金等が充てられた財源が委託料に含まれている関係上、介護報酬が別途入ってくると委託料との二重払いになるのではないかと指摘が国からもございます。

一方で、熊本市の実情と合っていない部分も確かにあるのかなとは思っておりますが、市の方からお願いしている委託業務が圧迫されることのないように、一定、お金の面と業務のバランスについてルールは必要であると考えております。しかし、現状と乖離している部分もあろうかと思ひますので、他都市の状況や、各地域包括支援センターと状況確認を行いながら、先ほどの委託料の話も含め、引き続き検討させていただく必要があると思っております。

○貴田委員

例えば1か月あたり30件にしてしまうと、次は40件、と増えてしまって、現場がさらに苦しくなるということですか。現場を守るためのルールという意味合いですね。

○事務局（高齢福祉課）

そういった面もあろうかと思ひます。ケアプランの作成業務がある一方で、地域の高齢者からの総合相談対応や虐待対応といった業務も委託でさせていただいております。そこも重要な業務ですので、そのバランスを取るという意味で、現在このようなルール付けをしているところもございませう。業務全体が増えていく中で難しいバランスではありますが、引き続き他都市の状況も踏まえながら検討してまいりたいと思ひます。

○貴田委員

もう1つよろしいですか。今、AIの技術が向上してしまひて、知り合いの医師の話では、初診時の診断でAIの判断が結構精度が高く、医師の負担を軽減する可能性があるということでした。介護や福祉でもAIの技術向上がマンパワーの負担軽減につながる可能性があるのではないかと思ひます。

もう1つ、以前の議論でも出たと思いますが、外国人労働者にも活躍していただくという点で、文化や言語の面でハードルはあるかもしれませんが、国会でもそういった議論が出ておりますし、今後のこととして盛り込んでいく必要があるのかなと思います。

○本庄副会長

AIの問題は、例えば中国では介護認定審査会の二次審査等、ロボットによる対応なども出てきておりますが、すぐにというのはなかなか難しいと思います。しかしこの辺は将来の課題としてとても大事になってくると思います。ありがとうございます。

他にはよろしいですか。

○田辺委員

令和8年度（2026年度）熊本市地域包括支援センター運営方針（案）ですが、読ませていただいて問題があるとは思いませんでした。ただ、私たちが同時に感じるのは、今の高齢社会の中で、去年まで動けた人が今年は動けなくなる、だんだんと活動できない高齢者が増えてきている。これは深刻になっていく一方です。そういう社会状況になっていて、今回の計画にどれだけそうした点が加味されているのかが気になります。

来年どうなっているか分からない、そういう不安な状況に高齢者は常に置かれている。そうした不安に対応できるだけの体制が求められるわけで、地域包括支援センターは地域の拠点として非常に重要だと思います。周りの環境がどんどん厳しくなる中で、地域包括支援センターをどれだけ充実させていくのか。これはお金をかけるべきところですが、仕事はどんどん増えていくのに、先ほどの単価の問題もありましたが、それを動かすための環境はほとんど変わっていない。今回の資料を見てその不安を感じました。内容は良いです。ですが、それを動かすための部分をどれだけ本当に考えられているのかという心配があります。ご心配いりませんと言われればそれまでですが。

○本庄副会長

ご質問の趣旨は、これから高齢者人口が増えていく中で、それに合わせた体制として整備されているかということですよ。

○田辺委員

そうです。支援が必要な方がどんどん増えてくる。需要は確実に増えるはずですが、そうすると支援する側の人の問題も、それを支える財源の問題も含めて、充実させて増やしていかないことには成り立たなくなるのは当然のことです。求められるものは増えているのに現状はほとんど変わらないという状況はいかがなものか。これは率直な私の意見です。

○本庄副会長

財源の問題もあるかと思いますが。

○田辺委員

ちなみに1センターあたり年間の経費はどうなっていますか。何人ぐらいでやっていらっしゃるんですか。6人ぐらいですか。

感心するのは、地域包括支援センターの職員が個別に各団体に入って行って、指導したり状況を聞いたりされているところです。地域の中に入っていろいろ努力されているのは目に見える。けれども限界がある。どれだけ手厚く対応していけるのかという裏付けがないと、いくら良い計画を書いてもできないものはできないのではないかという心配があります。

○本庄副会長

先ほど事務局からもありましたように、今後の予算を考えていく上でそうした視点は当然あると思いますが、それに加えて本日こういうご意見があったということ、ぜひお伝えいただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、議案に関しましてご承認いただくということでよろしいでしょうか。それでは承認とさせていただきます。

続きまして報告事項です。（1）令和7年度の地域包括ケアシステム推進会議について、（2）地域包括支援センターの事務所移転予定について、（3）第1回運営協議会での質問事項に対する回答について。順次お願いいたします。

- 報告（1）令和7年度の地域包括ケアシステム推進会議について
（2）地域包括支援センターの事務所移転予定について
（3）第1回運営協議会での質問事項に対する回答について

《事務局から説明》

《質疑応答》

○本庄副会長

ありがとうございます。何かご質問はありますか。坂本委員、前回のご質問への回答としてよろしいでしょうか。

○坂本委員

こちらの回答で大丈夫です。ありがとうございます。

○本庄副会長

囲い込みの問題に関しては、地域特性があって、どうしてもその事業所しかない等、いろいろな状況もありますので、その中で全体のパーセンテージとしてはそれほど高くないのかなと理解できます。ありがとうございます。

○田辺委員

地域包括支援センターは何か所あるのですか。

○事務局（高齢福祉課）

市内に 27 センターです。

○田辺委員

この中を見ると、例えば公共施設に入っている場合、駐車スペースが十分に確保できない場合があると思います。法人の施設であれば、ある程度駐車場は確保できる。センターの立地基準として、行政や法人の施設と分離するという方針は今も継続しているのですか。

○事務局（高齢福祉課）

はい、中立公平の観点から、受託いただいている母体法人の施設内には基本的に入らないようにしております。一方で、市の施設の中に入らせていただいている地域包括支援センターもありまして、北部や南部などがそうです。行政施設の中に設置するようという縛りは現在はございません。

○田辺委員

母体法人と分ける分離方式というのは、国の指導ですか。以前はそうではなかったと思いますが。

○事務局（高齢福祉課）

議会等でも 20 年ほど前に、法人とは別に設置を、という議論があったと思います。

○田辺委員

母体法人と分離することが今の状況からしたら必ずしもプラスになるか分からないのではないのでしょうか。駐車スペースの問題もある、利用者からも不便であるという状況において、母体法人との分離にこだわる必要もないのであれば、もし可能であれば法人の施設に入ること、人間的な面も含めて機動的な対応ができるのではないかという気がします。

国の方針でないならば、公平性をどう担保するかについて、改めて議論していただいて、容認できるところは容認する形を考えても良いのではないのでしょうか。

○本庄副会長

ぜひ委員からこういう意見があったとお伝えいただければと思います。

私も、機能から考えるとまさにそうだと思います。ただ行政の立場からすると、公平性の問題について、外部から見た場合に第三者的にそれを受け入れなければならない部分もある。我々としてそこをどう判断するかは今後考えていく必要があります。こちらの意見はどんどん伝えていきたいと思えます。

○田辺委員

駐車場にもお金がかかる。それをちゃんと保証してくれればいいのですが、財源がないから予算も増えない。そうすると建前だけの話になりかねない。実際に困る状況になった時にどうするのか。そういうことはぜひお伝えいただきたい。

高齢者は公共交通を使って来られませんから、駐車スペースや地域包括支援センター職員の車両を含めて管理できるだけの場所が必要です。そうすると法人の施設のようにある程度広い場所をお持ちのところが一番合理的ではないかと思います。ここで解決する問題ではありませんが、臨機応変に対応しないと、建前だけではなかなか難しくなっているのではないのでしょうか。予算も厳しくなっている中で、やはり合理的な対応が求められると思います。

○本庄副会長

他にご質問はありますか。どうぞ。

○橿原委員

人材不足の問題が出ていますが、現場ではどのような採用をされているのかご存知ですか。

○事務局（介護保険課）

実際の確認はできていませんが、ハローワークに求人を出して通常の採用をされたり、口コミで面接・採用に至るといったケースがあると思います。最近では報告（1）の説明にもありました、スケッターという有償ボランティアで施設にサポートに入った方に対して、職員の方が声をかけてそのまま採用に繋がった事例もあると聞いております。職員のお知り合いや繋がりで採用に至るといった話もよく伺います。

○橿原委員

それは良い例だと思いますが、実際のところ人材派遣を使っているケースも多いと思います。

人材派遣を使うと紹介料などでものすごくお金がかかる。結局、根本的なところとして、介護現場で働く方やケアマネジャーの処遇が基本的に良くないというのが原因だと思います。それに加えて、支援を必要としている高齢者はどんどん増え、過重な負担がかかるのに賃金がそこまで上がらない。そこで辞めていって事業所がなくなっていく。やはり介護報酬を含め、ケアマネジャーも含めた介護全体の処遇をきちんとアップしていかなければいけないのではないかというのが1点です。

もう1つは、仕事を探している人が介護職を探す時に、どうしても人材派遣が検索で上位に来てしまうので、例えば熊本市で、人材派遣を通さなくても求人先に繋がれるような仕組みがあるといいと思います。「介護の現場で働きたい人は熊本市のサイトを見てください」というようなものがあれば、行政というブランドがありますから、きちんと基準等を満たした事業所だけを掲載して、そのような仕組みがしっかりしてくると徐々に良くなっていくのではないか、そういうやり方ができないかなと思いました。

○本庄副会長

人材派遣のシステムは、確かに経費が高額です。公的な人材を紹介する仕組みがあると良いのではというご提案だったかと思います。

他にご質問は。はい、どうぞ。

○貴田委員

報告3の地域ケア会議の実施状況についてです。具体的な検討内容や結果をまとめたケースファイルのようなものは、全地域包括支援センターで共有されているのでしょうか。ある地域包括支援センターで検討された内容が、他の地域包括支援センターでも発生しているかもしれないし、将来起きるかもしれない。せっかくお忙しい中で時間を取って開催されているので、簡単にでもまとめたものがあって全地域包括支援センターの職員が参照できるとより良いのかなと思います。まとめる作業自体が負担になるのは承知していますが、事例の共有はされていますか。

○本庄副会長

議事録の公開等はされているのでしょうか。

○事務局

議事録や内部利用のためのメモ等は作成しているかと思いますが、なかなか地域包括支援センター間の共有というところまでは十分にはできていないのが現状です。

全地域包括支援センター同士で連携する場として業務改善部会というものもございまして、そこでそうしたものについて検討させていただきたいと思います。

○本庄副会長

それに関してはまた教えていただければと思います。他にご質問はよろしいですか。それでは閉じたいと思います。皆様、ありがとうございました。